

交 規 第 5 8 5 号  
令 和 2 年 2 月 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

占用料の多寡等により占用者を選定する入札制度の一部改正に伴う交通警察の対応について

道路法（昭和27年法律第180号）に基づく占用料の多寡等により占用者を選定する入札（以下「占用入札」という。）制度の運用に伴う交通警察の対応については、「道路法等の一部を改正する法律」の一部の施行に伴う交通警察の対応について」（平成27年4月23日付け青警本交規第62号。以下「平成27年通達」という。）により示しているところであるが、令和元年12月6日、別添のとおり、国土交通省道路局路政課長から各地方整備局等に対し、占用入札制度の一部改正に関する通知が発出された。

今回の通知改正は、これまでも広告塔や看板は入札対象施設等に当たると解されていたものの、これを明確にするため、入札対象施設等として明示的に規定したものである。

したがって、占用入札制度の運用に係る交通警察の対応については、平成27年通達に何ら変わるところはないことから、これまでと同様、道路管理者と連携して、事務処理上遺憾のないようにされたい。

担当 交通部交通規制課

別添省略